

目 次

校時表

生徒会の会則	1
生徒心得	7
保健室より	10
非常時の心得	11
暴風警報特別警報発令時の場合	11
雷が鳴っている場合	12
震度5弱以上の地震発生の場合	12
諸届け	14
部活動	14
メ モ	16

校 時 表

R7 全校集会なし 通常 4月／5月	
生徒登校（予鈴）	8：20
朝学活	8：25～
1限目	8：35～9：25
2限目	9：35～10：25
3限目	10：35～11：25
4限目	11：35～12：25
昼食喫食	12：25～12：45
分担清掃	12：45～13：00
昼休憩	13：00～13：15
5限目	13：20～14：10
6限目	14：20～15：10
終礼	15：15～

R7 全校集会なし 通常 6月2日(月)より	
生徒登校（予鈴）	8：20
朝学活	8：25～
1限目	8：35～9：25
2限目	9：35～10：25
3限目	10：35～11：25
4限目	11：35～12：25
昼食準備	12：25～12：40
昼食喫食	12：40～13：00
食器返却・分担清掃	13：00～13：15
昼休憩	13：15～13：30
5限目	13：35～14：25
6限目	14：35～15：25
終礼	15：30～

生徒会の会則 (平成24年3月改正)

第1章 総 則

第1条 この会は堺市立東百舌鳥中学校生徒会と称する。

第2条 この会は本校生徒会員で構成される。

第3条 本会は、お互いの意見を尊重して、学校生活を自主的に営み、向上させることを目的とする。

また文化的な学校を目指し、将来、住み良い社会の形成者となるよう励まし合い努力することを目的とする。

第4条 この会の会員は平等に次の権利と義務を持つ。

- (1) 役員・委員の選挙権、被選挙権。
- (2) 生徒総会・学級会に出席し討議およびその議決に参加する権利と義務。
- (3) この会の議決を守る義務。
- (4) この会の書類を調べる権利。

第2章 組 織

第5条 この会は次の組織で運営する。

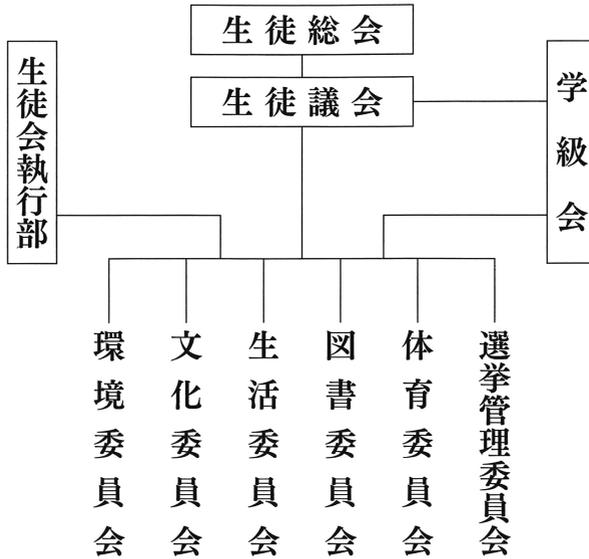
- (1) 生徒総会
- (2) 生徒議会
- (3) 執行部
- (4) 学級会
- (5) 委員会
- (6) 選挙管理委員会

第6条 生徒総会はこの会の最高の議決機関である。

第7条 生徒議会は全クラスの学級代表によって構成され、特別重要な事以外はこの議会で決定される。

第8条 学級会は学級全員よりなる。

生徒会組織図



第 3 章 役員・委員及び選挙

第 9 条 この会は、次の役員・委員・係をおく。

役員	会 長 (1名)	各種委員長	(各委員会 1名)
	副 会 長 (男女各 1名)	本部役員	(男女各 2名)
委員	学級代表 (男女各 1名)	選挙管理委員会	(学級 1名)
	各種委員 (男女各 1名)		
	(生活、体育、文化)		
	(図書、環境)		

第 10 条 任期は次のようにする。

- (1) 役員任期は、半年で前期 (3～9月)、後期 (10～3月) とする。
役員・委員の兼任は、各種委員長を除いて、原則として認めない。
また再任は妨げない。
- (2) 委員の任期は、半年で前期 (3～9月)、後期 (10～3月) とする。
- (3) 選挙管理委員は任期を 1 年とする。
- (4) 文化委員は、文化活動発表会のため、特に任期を 1 年とする。

第 11 条 役員の選挙は次のように行う。

- (1) 前期 3 月、後期 10 月に、立候補者の立会演説会を行い、その後、会員全員の無記名投票を行い、多数を得たものを当選とする。立候補者が 1 名の場合は、有効投票に 1/2 以上の信任で当選とする。
- (2) 選挙管理委員会が選挙運動等の選挙規約を定め、これに違反すると失格となる。
- (3) 各種委員長は、第 1 回の各種委員会の時、各委員の中から互選する。

第 12 条 委員の選挙は次のように行う。

- (1) 選挙管理委員を選挙に先立ち、学級委員の選挙により決定する。
- (2) 学級代表、各種委員は、役員の選出後、1 週間以内に、学級委員の選挙により決定する。

第 4 章 生徒総会及び生徒議会

第 13 条 会議はその構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開くことができない。

第 14 条 議決は原則として、出席者の過半数の賛成で成立し、可否同数の時は、議長が決定する。

第 15 条 生徒総会は会長が招集し、前期・後期一回の定例総会を持つ。但し必要に応じて、議会の決定で臨時に開くことができる。

第 16 条 総会は会則の修正・活動方針・活動計画など、議会及び執行部からの重要提案を審議し議決する。但し、総会が開かれなときは、生徒議会が代行する。

第 17 条 生徒議会は総会にかわる実質的最高議決機関であり、次のような仕事をする。

- (1) 学級や執行部・各種委員会などからの提案事項を審議し、議決する。
- (2) 執行部・委員会などの活動を研究し、要望や助言をする。

第 18 条 議会は月 1 回の定例議会の他に執行部、学級代表の要請があった場合、また顧問の指示があった場合、議長が招集する。

第 19 条 学級代表の中から学年の代表を互選し、その中から議長・副議長を選出する。議長・副議長は議会の運営にあたる。

第 20 条 議会は、すべて公開とする。

第 21 条 生徒総会及び議会の成立案の中で、学校の方針に関係のあるものは職員会議の承認を必要とする。

第 5 章 執 行 部

第 22 条 執行部は会長・副会長・本部役員・各委員長で構成する。

第 23 条 執行部員は会長を中心によく協力し、次のような仕事を分担する。

- (1) 会長は生徒会を代表し執行部の議長をつとめる。
- (2) 副会長は会長を補佐する。また会長の代理となる。
- (3) 本部役員は、会長・副会長と協力し、生徒会及び執行部会の記録をし、必要な事項は、会員全体に発表する。
- (4) 各種委員長はそれぞれの委員会を代表する。

第 24 条 執行部は、生徒会の運営にあたり、次のような仕事をする。

- (1) 総会や議会へ提出する議案を準備する。
- (2) 総会の準備・後始末の責任をもつ。
- (3) 総会や議会に出席して、議案を提出し、質問に対して答弁する。
- (4) 総会や議会で決定された事項をまとめ、調査して、それぞれの委員会などへ執行を要請する。
- (5) つねに委員会等の活動を把握・調整をして資料を集める。
- (6) 放送・新聞・掲示板などを利用して、生徒会に関する連絡の徹底をはかる。
- (7) 生徒会運営記録の保管・整理・執行をする。
- (8) 生徒集会を運営したり、他校との交流をはかる。他。

第 25 条 執行部は毎月 1 回の定例執行部会の他に必要に応じて、会長が招集する。

第6章 委員会

第26条 執行部の下に次の各種委員会をおき、学級委員の中から選出された各学級委員によって構成する。

- (1) 生活委員会 (2) 環境委員会 (3) 体育委員会
(4) 文化委員会 (5) 図書委員会 (6) 選挙管理委員会

第27条 各委員会は第3条の達成をめざし、以下の内容にしたがって、委員会ごとに目標、とりくみ、活動計画を考え、実行する。

(1) 生活委員会

学校生活を楽しく健康におくるため、自分たちの現状や目標点を出しあい、よりよい学校生活ができるような活動を考え実行する。

(2) 環境委員会

学校、教室の環境をよりよくするための活動を考え、実行するとともに、清掃活動、緑化活動を活発にできるためのとりくみを考え、具体化を図る。

(3) 体育委員会

体力の向上と健全なスポーツ活動を校内に広げるためのとりくみを考え、実行する。また、体育行事や体育授業をよりよくすすめる役割をひきうける。

(4) 文化委員会

校内の文化的活動をさかんにし、学校生活の文化的環境を高めるとりくみを考え、実行する。また、文化行事のとりくみについて、生徒会本部と協力し、計画・運営をすすめる。

(5) 図書委員会

生徒の読書生活を高め、図書館の利用の向上をはかるとりくみを考え、実行するとともに、図書館の管理、維持を行う役割をひきうける。

(6) 選挙管理委員会

前期、後期の生徒会役員選挙をとりしきる。告示、演説会進行、開票などを行う。任期は1年とする。

第28条 委員会には委員の中から互選された委員長1名、副委員長2名をおく。

第29条 各委員会は、各期のはじめに、学級からの提案などをもととして、活動方針及び活動計画を立て、議会及び総会に提出しなければならない。

第 30 条 各委員会は、前条で承認された事項の執行については原則として、独自に議決することができる。それ以外の行事などについては、そのつど議会の議決を必要とする。

第 31 条 各委員会は、それぞれ月 1 回定例会議の他に、委員長・委員の要請があった場合や顧問の指示があった場合、委員長が招集する。

第 7 章 学級委員のしごと

第 32 条 学級の各委員の役割

(1) 学級代表

学級活動のあらゆる面で、みんなの意見をとりまとめ、よい方向にいくように、担任の先生と連絡を密にして活動をすすめる。

(2) 生活

規律ある学校生活をおくるための活動の実施、出欠調査、傷病者の看護、健康診断等、保健衛生活動の手助けをする。

(3) 環境

教育環境・清掃用具の整備、保管、教室内の花の世話、学校美化、緑化に努める。

(4) 体育

クラスマッチ、体育大会、体育学習の準備、用具の整理、保管などの学級員の体育向上に努める。

(5) 文化

文化活動発表会等、文化的行事の中心となる。

(6) 図書

図書館の管理、維持及び利用の促進。学級図書の設置や整理。

生徒心得

おたがいに明るく楽しい学校生活にするためにつぎのことがらをよく守り、中学生活の向上をめざそう。

1. 学 習

- (1) 授業開始の合図までに自席についておく。
- (2) 授業の始めと終わりには起立して礼をする。
- (3) 授業中は不必要な言動をつつしみ、集中して進んで学習に参加する。
- (4) 自習の場合は、全員協力して静かに学習する。
- (5) 授業中にやむを得ず出入りするときは、先生の指示に従う。

2. 礼 儀

誰に対しても相手の立場を尊重した言動を心がけ、相手に不快感を与えないようにする。挨拶は誰に対しても気持ちよく行い、丁寧な言葉遣いを心がける。

3. 登校・下校

- (1) 午前8時20分までに登校し、25分までに着席すること。
- (2) 登校後は無断で校外に出てはいけない。
- (3) 自転車通学は禁止。ただし、特別な理由がある場合は学校長の許可を受けること。
- (4) 常に交通ルールを守り、車や信号に注意し、交通安全に心がける。
- (5) 遅刻、早退の場合は、職員室により先生に申し出る。
- (6) 終業後は速やかに家に帰る。ただし学級活動等で残る場合は、担任の許可を得る。
- (7) 登校、下校時に買い食いはしない。
- (8) 友人宅や公園、店舗への寄道をしない。
- (9) やむを得ず再登校する場合は、制服もしくは体操服着て登校すること。

4. 学校生活

- (1) 校長室、保健室、事務室、職員室などに出入りするときは、礼儀正しくする。

- (2) 教室においては、上靴を使用する。
- (3) 他クラスへの入室は、体育の着替えなど特別なことがない限り原則禁止。
- (4) 5分前行動を心がけ、集会、行事などでは集合時間を守る。
- (5) 学習に必要なものは持ってこない。
- (6) 昼食は自分の教室で食べる。
- (7) 携帯電話の持ち込みは禁止です。
- (8) 昼休みは各クラスドッチボール、サッカーボール 1 球ずつ借りることができる。予鈴が鳴ったら速やかに返却すること。
- (9) 雨の日は、各クラス UNO、トランプを 1 セットずつ借りることができる。必ず教室の中で使用すること。
- (10) 清掃は、それぞれの分担区域を責任をもって、協力して行う。
- (11) ゴミは、コンテナボックスへ持っていく。また、分別が必要なものは、分別をする。
- (12) 自動販売機は授業中に使用しないこと。基本的には家からたくさん水分を持ってくること。
- (13) 自動販売機を使用する、学用品を購入するためにお金を持ってくることはいいが、必要以上にもってこないこと。
- (14) 他人のものを無断で使用したり、物品の売り買いや金銭の貸し借りをしない。

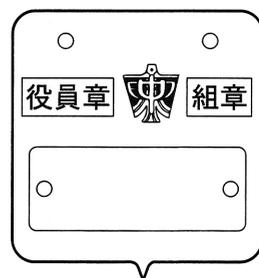
頭髪・服装規定

1. 頭 髪

パーマ、脱色、染毛、そり込み等は禁止。

2. 服 装

- (1) 本校指定の標準服を着用可とする。
- (2) ボタン、ホック、棒ネクタイ等は、きちんととめておく。本校指定の名札を左胸の上に安全ピンでとめる。
- (3) 3・4・5・10・11 月は制服着用期間とする。6・7・8・9・12・1・2 月は制服、体操服どちらでも着用可とする。
- (4) 靴下の色や形については指定しない。



- (5) 上靴 …… 本校指定の学年色別の上靴
下靴 …… 通学や運動に適した運動靴（高価なものは必要ありません）
ローファー、ブーツ、スリッパ、健康サンダルは禁止とする。
- (6) 私服の上着の着用を可とする。着用は登下校のみとする。
- (7) 手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、帽子は指定された時間に
限る。
- (8) 通学カバンは本校指定のカバンとする。
- (9) 化粧、ネイル等は禁止する。
- (10) カラコン、サークルレンズ等は禁止とする。
- (11) ピアス（透明ピアス等を含む）、装飾品類を禁止とする。

校外生活

- 1. 校外では東百舌鳥中学生徒であることを自覚して行動すること。
- 2. 帰宅したら制服・体操服は着替える。校外では制服・体操服は着用しない。
- 3. 交通ルールを守り、自転車の2人乗りや無免許運転等、絶対にしない。
- 4. アルバイトは禁止。
- 5. 恐喝や暴行等の被害にあったときは、自分ひとりで処理せず、近くの民家に逃げ込んだり、速やかに家の人や先生に申し出ること。（近くの交番にも届け出ること）
- 6. つねに地域社会の一員であることを認識し、地域行事への参加など、人々と協力してよい環境づくりに努めよう。

保健室より

1. 健康診断について

- (1 学期) 身体測定・視力検査・内科検診・耳鼻科検診・眼科検診
歯科検診・心臓検診・腎臓検診・結核検診・運動器検診
聴力検査
- (2 学期) 視力検査

2. 感染症について

医師より、感染症と診断され、出席停止の指示を受けた場合は、学校に連絡してください。診断書の提出は必要ありません。また出席停止期間は、感染症の種類や症状の程度によって異なりますので、医師の指示に必ず従ってください。

(主な感染症)

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・インフルエンザ
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）・溶連菌感染症
新型コロナウイルス 等

3. 保健室の利用について

- (1) 保健室を利用する時は、先生に許可を得て「保健室利用カード」を記入してもらってください。
- (2) 休養利用は原則1時限です。休養しても回復しない場合は、保護者に連絡し早退してもらいます。
※感染状況に応じて保健室で休養できない場合があります。
- (3) 原則、学校管理下のケガのみ応急処置をします。医療を要すると判断した場合は保護者に連絡後、医療機関を受診します。

4. 日本スポーツ振興センター災害共済について

学校の管理下で発生した災害について、医療費等の申請を行います。手続きに必要な書類は保健室で渡しますので、家庭より受診をした時は学校に連絡してください。

非常時の心得

火災その他非常事態が生じ、避難の必要があるときは、サイレンの連続音により合図があるので、敏速かつ冷静に次のことを守って秩序正しく行動する。

(放送を落ち着いて聞き、あわてないこと)

- (1) 口にハンカチをあて廊下に整列する。
- (2) 担当先生の指示に従って避難する。
- (3) 物品は一切持たないで、定められた避難コースにより運動場に集合する。
- (4) 私語を慎み他人のからだをさわったり押したりしない。
- (5) 運動場に集まったら、速やかに整列し、男女学級代表は点呼をとり、担任の先生に報告する。
- (6) 集合後の行動は先生の指示に従う。

暴風警報・特別警報発令時の場合

- (1) 午前7時の時点で「暴風警報」または「特別警報」が発令中の場合には、臨時休校とします。
- (2) 局地的な大雨など危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。
- (3) 臨時休校となった場合には登校できません。
- (4) 授業中、暴風警報等が発令された場合、風雨の状況により一斉に下校させることがあります。
- (5) 但し、発令または解除の有無を問わず登校が不可能又は危険と判断される場合は、登校しなくてもかまいません。その場合、保護者より届けがあれば出席扱いとします。
- (6) 電話での学校への問い合わせはお控えください。

※臨時休校の措置をとった場合は、ホームページ・tetoruでも発信します。

大雨警報発令時の場合

午前7時の時点で堺市に「大雨警報」が発令中であり、なおかつJR阪和線・南海本線・南海高野線の3線が全て運休している（一部休は除く）場合は、臨時休校とします。

雷が鳴っている場合

(1) 登校前

○雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分が経過すれば雷雲は去ったと判断できます。

(2) 始業後

○屋外での活動を中止し、雷が収まるまで生徒を屋外に出さないようにします。

○下校時に雷が鳴っている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

震度5弱以上の地震発生の場合

1. 在校中に発生した場合

学校で生徒をお預かりします。地震が発生したからといって、直ちに生徒を下校させることはありません。テレビやラジオ等で安全な状況であると確認できた後、お迎えに来ていただきますようお願いいたします。保護者によるお迎えが難しい場合は、身元等の確認をした上で、代理の方にお引き渡しすることも可能です。

お迎えがない場合は、引き続いて学校でお預かりします。学校がそのまま避難所になります。

2. 登下校中に発生した場合

登下校中に大きな地震が発生した場合は、原則として家庭か学校のいずれか近い方に戻るよう指導します。

つきましては、お子様が学校に戻った場合は、テレビやラジオ等で安全状況をご確認のうえ、学校までお迎えをお願いします。

3. 早朝など登校前に発生した場合

堺市域一部でも震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休校とします。

また、震度5弱以下であっても、テレビやラジオ、周囲の状況などから危険性があると思われる場合は、安全を第一に考え、登校を見合わせてください。校長の判断により臨時休校とすることもあります。

その後の学校の再開等に関しては、施設の安全確認等も踏まえ、学校からホームページなどの方法で連絡させていただきます。堺市からテレビやラジオなどでお知らせする場合がありますのでニュース等にご注意ください。

諸 届 け

次の場合は事前に届け出ること。やむを得ぬ場合は事後でもよい。

- (1) 欠席、遅刻、早退、授業見学、欠課、忌引の時。

忌引日数

父母7日以内、祖父母、兄弟、姉妹3日以内。伯叔父母2日以内。

- (2) 転居、その他異動があった場合。
- (3) 定められた服装以外の服装で登校する時。
- (4) 校外に外出する必要がある時。
- (5) その他必要がある時。

部 活 動

1. 設立・構成

部活動は、健全な趣味や教養を高め個性を伸ばすと同時に学校生活を自主的に営み、向上させることを目的とする。部の新設は以下の条件を満たし、職員会議の承認が得られなければならない。また以下の条件を満たせなくなった場合は廃部となる。

- (1) 希望する生徒があり、活動の目的がはっきりしている。
- (2) 指導者がいる。
- (3) 活動場所がある。

部活動への加入は、原則として生徒一人につき一つとする。ただし、放送部、新聞部は指導者が認めた場合、他の部とかねられる。各部は部員の中から互選された部長1名をおく。部長は部を代表し部長会議に出席する。

2. 活動時間

- 最終下校時刻6時00分

早朝練習は顧問の指導のもとで行う。

3. 定期考査前の活動

考査一週間前から最終日の前日までの期間は活動を中止する。ただし、期間中、考査終了後に公式戦や校内外発表のあるクラブは、考査期間中も活動を認められる。

4. その他

- 登下校時の服装は、学校規定の標準服か部活動で認められた服装にすること。
- 細則は、部活動規則に定める。
- ノークラブデーとして、平日1日、土日1日を休みとする。
土日とも活動した場合、翌週に休みを振替ること。

[令和7年度]

体 育 部	文 化 部
軟式野球 (男・女)	アニメーション (男・女)
ソフトボール (女)	吹奏楽 (男・女)
陸上競技 (男・女)	華道部 (男・女)
バレーボール (女)	家庭科部 (男・女)
ソフトテニス (男・女)	新聞部 (男・女)
サッカー (男・女)	放送 (男・女)
卓 球 (男・女)	美術部 (男・女)
水 泳 (男・女)	
剣 道 (男・女)	
バスケットボール (男・女)	

